

墨田区障害福祉総合計画

資料1

(第6期墨田区障害者行動計画・墨田区障害福祉計画【第7期】・墨田区障害児福祉計画【第3期】)

<p>本計画策定までの流れ</p>	<p>令和5年8月31日 第1回墨田区障害者施策推進協議会 同日 第1回墨田区地域自立支援協議会 令和5年9月5日 第2回墨田区地域福祉計画推進本部幹事会 令和5年9月6日 第2回墨田区地域福祉計画推進本部 令和5年9月27日 墨田区地域自立支援協議会 計画策定部会 令和5年10月4日 第3回墨田区地域福祉計画推進本部幹事会 令和5年10月10日 第3回墨田区地域福祉計画推進本部 令和5年11月15日 第2回墨田区障害者施策推進協議会 令和5年11月16日 第2回墨田区地域自立支援協議会 令和5年12月5日 区民福祉委員会報告 令和5年12月6日～令和6年1月15日 パブリックコメント 令和6年1月16日 第4回墨田区地域福祉計画推進本部幹事会 令和6年1月18日 第4回墨田区地域福祉計画推進本部 令和6年1月22日 第3回墨田区地域自立支援協議会 令和6年1月23日 第3回墨田区施策推進協議会</p>
<p>前計画からの主な変更点・本計画の特徴について</p>	<p>基本的な考え方について 「自己決定の尊重」、「地域における自立生活の支援」、「ともに生活する社会の創造」を基本理念に掲げ、ノーマライゼーションの推進に向けた取組を進め、障害の有無によって分け隔てられることなく、お互いを尊重し合いながら、同じ地域社会でともに暮らし、学び、働くインクルーシブな社会を目指す。</p> <p>主な変更内容及び特徴について</p> <p>【第2章】</p> <p>◆施策体系（概要版P.3）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本目標1：子どもとその家族を支援する ・基本目標4：地域生活を支援する 4-2「介護をしている家庭等への支援」についても国の基本指針における障害施策の横断的な視点として、家族・ヤングケアラーを含む介護者等の関係者への支援にも留意することが示されたため変更した。 ・基本目標5：相談支援の体制整備の充実及び情報の利用のしやすさを向上し、コミュニケーションの充実を図る令和4年5月に施行された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」を踏まえ、情報を得る手段の確保に留まらず、コミュニケーションの充実を図るため、変更した。 <p>◆次期計画の重点的事業（主だった事業のみ抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インクルージョンの推進 ・墨田区自立支援協議会の運営 ・障害者施設における新商品開発支援事業の実施 ・短期入所施設の整備及び運営支援 ・グループホームの整備・支援体制強化支援 ・地域生活支援拠点等の面的整備 ・障害者に対する相談体制の充実 ・障害者基幹相談支援センター事業 <p>【第3章】</p> <p>◆基本指針に定める成果目標（概要版P.10～13） 国の定めた基本指針及び障害福祉計画等の策定に向けた東京都の基本的な考え方を踏まえ、墨田区の実情に沿い、考え方や数値を設定した。</p> <p>◆各年度における障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込みと確保方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各年度における障害福祉サービス等の必要な量の見込みを、国が作成した「障害福祉計画策定に係る実態調査及びPDCAサイクルに関するマニュアル」に沿い、過去のサービス実績の変化率の平均を用いたサービス見込量推計の方法である、幾何平均または算術平均にて算出した。 ・本計画より、本紙において、グラフを追加した。 <p>◆地域生活支援事業に関する事項 障害者総合支援法第77条の規定に基づく地域生活支援事業は、地域の実情に応じて柔軟に実施されることが望ましい事業として位置づけられているものである。墨田区が実施する事業の内容を定めるとともに、各年度における事業の種類ごとの実施の有無又は量の見込み及び区の考え方を定めた。</p>